後期高齢者医療制度のお知らせ

～保険料の特例的な軽減の見直し～

■均等割の軽減割合が見直しされました

保険料均等割の軽減特例は、後期高齢者医療制度の創設から当面の暫定措置として特例的に実施してきましたが、世代間の公平を図る観点なども踏まえ、制度本来の仕組みに戻すこととしています。

均等割の軽減割合は、令和元年度より段階的に見直しを行っており、令和３年度が見直しの最終年度となります。見直し後、均等割の軽減割合は次のとおりとなります。

【令和２年度】

対象者の所得要件（所得が次の金額以下の世帯）	軽減割合
33万円（かつ、被保険者全員が所得０円） ※年金収入のみの場合、受給額80万円以下	７割軽減
33万円	7.75割軽減
33万円＋（28万５千円×世帯の被保険者数）	５割軽減
33万円＋（52万円×世帯の被保険者数）	２割軽減

【令和３年度】

対象者の所得要件（所得が次の金額以下の世帯）	軽減割合
43万円＋10万円×（給与所得者等の数－1）	７割軽減
43万円+（28万5千円×世帯の被保険者数）+10万円×（給与所得者等の数－1）	５割軽減
43万円+（52万×世帯の被保険者数）+10万円×（給与所得者等の数－1）	２割軽減

※給与所得者等とは、以下のいずれかに該当する人となります。
・給与等の収入金額が55万円を超える人
・公的年金の収入金額が65歳未満で60万円、65歳以上で125万円を超える人

令和３年度の保険料額は、７月に個別にお知らせします

■保険料の計算方法（令和３年度）

保険料額は、被保険者全員が等しく負担する『均等割額』と、前年の所得に応じて負担する『所得割額』の合計で計算します。

均等割 【１人当たり保険料】 52,048円	＋	所得割 【被保険者本人の所得に応じた額】 （令和２年中の所得－最大43万円の控除）×10.98%	＝	１年間の保険料 【限度額64万円】 （100円未満切り捨て）

※年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します
※所得とは、前年の『収入』から必要経費（公的年金等控除や給与所得控除額など）を引いたものです
※前年の所得金額により、所得割に適用される43万円の控除額が異なる場合があります

■年間保険料額の例（令和３年度）

単身世帯の場合

年金収入	均等割軽減	年間保険料額	前年度比
80万円	７割	15,600円	増減なし
168万円	７割	32,000円	3,900円増
196万5千円	５割	73,700円	増減なし
220万円	２割	115,200円	増減なし

夫婦２人世帯（共に被保険者）で、妻の年金収入が80万円以下の場合

夫の年金収入	区分	均等割軽減	年間保険料額	前年度比
80万円	夫	７割	15,600円	増減なし
	妻		15,600円	
168万円	夫	７割	32,000円	3,900円増
	妻		15,600円	3,900円増
225万円	夫	５割	105,000円	増減なし
	妻		26,000円	
272万円	夫	２割	172,300円	増減なし
	妻		41,600円	

■保険料の支払い方法

保険料の支払いは、『年金からの支払い』と『口座振替』を選ぶことができます。口座振替を希望される人はお問い合わせください。

ただし、次のいずれかに当てはまる人は、『年金からの支払い』ができないため、『納入通知書』や『口座振替』により納めていただきます。

◆介護保険料が年金から引かれていない人（年金額が年額18万円未満の人）
◆介護保険と後期高齢者医療の保険料の合計額が、介護保険料が引かれている年金の受給額の半分を超える人

※災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別の事情で生活が著しく困窮し保険料のお支払いが困難な人については、保険料の減免を受けられる場合がありますので、税務課課税係へご相談ください

●問い合わせ／【後期高齢者医療制度に関すること】北海道後期高齢者医療広域連合☎011-290-5601
役場町民課保険医療係
【保険料の賦課に関すること】　役場税務課課税係